

# 王鳴盛の『三国志』の史学

——經学との「同」と「異」——

佐藤 大朗

## はじめに

王鳴盛（一七二二—一七九七年）は江蘇省嘉定県の人で、字を鳳階、号を西沚といい、西莊先生と呼ばれた。乾隆十九（一七五四）年、三十五歳で進士に及第して翰林院に入り、内閣学士兼礼部侍郎に至った。乾隆二十八（一七六三）年、母の死に際して退官し、蘇州で学問に専念した。經学に『尚書後案』『周礼軍賦說』、史学に『十七史商榷』（以下『商榷』）、子の分野に『蛾術篇』、集の分野に『耕養齋集』『西沚居士集』の著作がある。<sup>〔1〕</sup>

内藤湖南『一九九二』は『商榷』の序文を要約して王鳴盛の史学の特徴を述べた。内藤によると、王鳴盛は制度・地理・事実の間違などを研究し、議論を聘せて法戒を示し擅に人物を褒貶すること（旧式のや

り方)を原則行わないが、時々猶ほ旧式のやり方で人物を論じた。正史以外に雑史や小説から金石文までも採り、歴史の事実を定めようとした。『蛾術篇』八類のうち、説地(地理研究)、説人(毀誉褒貶に涉らず人物の事実を考えたもの)、説物(経書に現れる物の研究)、説制(制度研究)は「殆ど全く純粹な史学に属」すという<sup>②</sup>。内藤のように、『商権』序文に誘われて王鳴盛の史学を人物の褒貶と事実の客観的研究という二項対立で捉える傾向は、二十世紀を通じて根強かった。劉開軍(二〇〇九)の整理によると、穆益斌(一九八四)は王鳴盛を褒貶の絶対的な反対者と認定し、来新夏(一九八五)は『商権』に大量の史論(褒貶の論)があることを王鳴盛の矛盾とした。陳其泰(一九九〇)に至り、清朝という時代背景を踏まえ、王鳴盛が反対したのは宋明理学の空談であったことを指摘した。羅炳良(二〇〇一)によると、王鳴盛が求めたのは歴史的事実に対する客観的で公正な毀誉褒貶であり、『商権』の序文と本文のあいだに矛盾はないという。許蘇民(二〇〇三)は、王鳴盛が儒家の伝統的観念を脱して近代的な中国史学を導いたとすら見なした<sup>③</sup>。

王鳴盛が史学の研究を行う際、娘婿錢大昕に意見を求め、『商権』『蛾術篇』に取り入れた<sup>④</sup>。錢大昕と趙翼は、王鳴盛と同じ乾嘉時代(乾隆・嘉慶期)の代表的な史学者であるが、兩名は正史『三国志』について多くを論じた。王鳴盛の『三国志』の説は、『商権』全一百巻のうち巻三十九から巻四十二の四巻分(四%)に過ぎないが、

直だ唐宋以来の学者に至りて恒に言ふ、乃ち皆五經・三史と曰はば、則ち専ら馬・班・范を指すの

み。愚竊かに以為へらく、宜しく更に益すに陳寿を以てして四史と称し、以て五経に配するも、良に愧づること無かる可し。其の餘の各史皆其の下より出づ。

と『三国志』を重んじている。「唐宋以来の学者」は司馬遷『史記』・班固『漢書』・范曄『後漢書』を「三史」と呼ぶが、『三国志』も合わせて「四史」と称して四書に準え「五経」に配することができる。述べ、『三国志』を歴代正史の原形に含めている。王鳴盛の『三国志』評価は決して低くない。『商権』の『三国志』に関する説を錢大昕・趙翼と比較し、王鳴盛の史学の特徴を求めることには一定の有効性が見込まれよう。肖永貴（二〇〇九）は、王鳴盛研究において一史の専論がないことを課題とし、『三国志』の史学のみを扱った。『商権』を丁寧に敷衍し、論の内容を明らかにしたものであるが、他の考証学者との比較、学説史的な視点に欠けるように思われる。対象を一史に限定すれば、扱う範囲が狭くなるといふ欠点がある代わりに、他の学者の説と縦断的に比較しやすいという利点が見込まれる。そこで本稿では、とくに清朝の史学の学説史に注意を払い、王鳴盛の『三国志』の史学を検討する。

## 一 「陳寿史皆実録」

### (一) 『晋書』陳寿伝に対する批判

王鳴盛が『三国志』を扱う『商権』卷三十九は、「陳寿史皆実録」という条に始まる。陳寿『三国志』

が「皆実録」であるというのは、かなり強気な全称命題である。王鳴盛は何に基づいてこのように述べたのであろうか。この条の前半は、唐修『晋書』卷八十二陳寿伝が「或云」として載せる二件の逸話への反論である。陳寿は丁儀・丁廙の子に千斛の米を索めたが断られたため、丁氏のために列伝を立てず、陳寿の父が馬謖の参軍であつたが街亭の敗戦で髡刑に処されたため、諸葛亮伝の評で「将略非長、無応敵之才」と譏つたという。肖（二〇〇九）に言及はないが、王鳴盛は先行する説を踏まえて『晋書』の虚構を否定している。

晋書 好みて雑説を引き、故に蕪穢多し、此れ亦た其の一なり。索米の一説、①周の柳虯・②唐の劉允濟・③劉知幾 皆之を信ず。近く④朱氏彝尊・⑤杭氏世駿 其の誣を辨じて謂へらく……。

王鳴盛は陳寿索米の肯定者として、①周の柳虯・②唐の劉允濟・③劉知幾をあげ、否定者として清の朱彝尊・杭世駿をあげる。

①北周の柳虯は、『周書』卷三十八 柳虯伝に載せる上疏で、史官を立てて公的に記録を作ることの必要性を提言した。私的に歴史記録を作る弊害として、「故に班固 受金の名を致け、陳寿 求米の論有り（故班固致受金之名、陳寿有求米之論）」という。柳虯は陳寿の索米逸話を、不当な悪評を招いた例として挙げており、索米を事実と見なしていない。ここに柳虯を挙げることは適切ではなからう。

②『新唐書』劉允濟伝に、「允濟 常に曰く、史官 善悪ありて必ず書かば、驕主賊臣をして懼れしめ、此の権 顧みて軽しとせんや。而れども班生 金を受け、陳寿 米を求め、僕 乃ち視ること浮雲の如し」と

あり、劉允濟は索米逸話を信じて陳寿を批判した。③劉知幾は『史通』で、「班固 金を受けて始めて書き、陳寿 米を借りて方に伝つくらんとす、此れ又 記言の奸賊、載筆の凶人なり」と班固・陳寿を罵った。<sup>(10)</sup>『晋書』と同じ唐代に作られた②③の説は、王鳴盛の文脈に相応しい。

清代に入ると、④朱氏彝尊（朱彝尊、一六二九〜一七〇九年）の『曝書亭集』巻五十九に「陳寿論」があり、「世々誤りて晋書の文を信ず（世誤信晋書之文）」と、唐修『晋書』の逸話を明確に否定した。朱彝尊によると、丁儀・丁廙の事跡は『三国志』巻二十一 王粲伝・劉廙伝に十分記録されており、専伝を立てる必要はない。<sup>(11)</sup>字句に異同はあるが、王鳴盛はこの説を『商榷』に引用した（右では省略）。<sup>(12)</sup>

⑤杭氏世駿（杭世駿、一六九八〜一七七三年）『道古堂文集』に「論丁儀丁廙」があり、「周の柳虯則ち創めて言ひて曰く、班固 受金の名を致し、陳寿 求米の論有り」と。唐の劉允濟・劉知幾 又従ひて之に和す<sup>(13)</sup>と先行者を批判する。王鳴盛が誤って①柳虯を索米逸話の支持者としたのは、杭世駿の文を流用したためであろう。字句の類似性から、②劉允濟・③劉知幾に言及した部分も杭世駿からの節略と思われる。杭世駿によると、丁氏兄弟は「奪嫡之罪」（兄曹丕を差し置いて弟曹植を支持した罪）があり、毛玠・徐奕・何夔・桓階ら良心的「鯁臣碩輔」と対立したことから、立伝の価値がない「巧佞之尤」である。丁氏の悪事は、裴松之注引王沈『魏書』、魚豢『魏略』、張鷟『文士伝』にも見える。丁氏は立伝に相応しい人物ではなく、「寿 書く所皆 実録為り（寿所書皆為実録）」であるという。王鳴盛はこれらの説も『商榷』に引用した（右では省略）。王鳴盛の「陳寿史皆実録」という強い主張は、もとは杭世駿が『三

『国志』の諸々の巻における丁氏兄弟の扱いについて下した評価であつた。

杭世駿の説は毛玠伝の解釈に特色があり、王鳴盛もこれを支持した。引用をした側の『商權』のテキストで確認しよう（杭世駿とほぼ同文）。

毛玠は儀の讒する所なり。玠出づるに黔面にして其の妻子没して官奴婢と爲る者を見て曰く、「天をして雨ふらしめざる者は蓋し此れなり」と。寿之れ儀に属まゐねずして第ただ曰く、「後に玠を白す者有り」と。白す者誰爲るか。儀に非されば則ち廩いんなり、寿之が爲に諱いむなり。尚ほ得て謂ふ索米して得ざるに因りて而れども意は之を抑ふること有るか。<sup>(15)</sup>

『三國志』卷十二毛玠伝によると、毛玠には曹操政權を批判する失言があつた。この失言を曹操に告げた人物の名を『三國志』は記さない。ところが杭世駿は、密告者が丁儀か丁廩に違いないと推定し、丁氏の名を敢えて伏せたことを陳寿の配慮と見なす。もしも索米を拒否された怨みがあつたならば、このように丁氏に配慮したはずがない、という論法である。盧弼『三國志集解』ではこの説を拾わず、密告者の名について他の考証学者の説も見えない。<sup>(16)</sup>王鳴盛は杭世駿の不確かな説を支持し、「陳寿史皆実録」という『三國志』の史学の基本方針を定めたのである。

『晋書』が載せる逸話の二つめは、陳寿が私怨で諸葛亮を不当に譏つた、というものであつた。王鳴盛はこれが正しくないことを、裴松之注引張儼『默記』、袁準『袁子正論』を引き合いに出して、「寿一人の私言に非ざるなり（非寿一人之私言也）」とした。この部分は、再び朱彝尊からの引用である。王鳴盛

は、「朱・杭論く所 最も平允為り（朱・杭所論最為平允）」と、朱彝尊・杭世駿を継承した後、新たな証拠を追加した。

寿 晋に入る後、亮集を撰次し、之を表上し、推許甚だ至れり。⑥本伝 特に其の目錄並びに上書の表を附し、史家 未だ之れ有らざるの例を創む。亮を尊ぶこと極まれり。評中に、⑦反覆して盛んに其の刑賞の当を称すれば、則ち必ず父 罪に坐するを以て嫌と為すにあらざ。廖立・李平 亮の為に竄せらるも、尚ほ能く感泣して怨無し。明達 寿の如ければ、顧りて立・平の若くならざるや。⑧亮 六たび祁山に出づるも、終に一勝だに無ければ、則ち節制の師為りて、進取に於て稍や鈍なること見る可し。自づから是れ実録なり。……困学紀聞 十三卷、邵公済の謁武侯廟文に謂はく、「寿の姦言 公に非ざれば、誤国不忠の譙周と与に並びに貶す」と。⑨此れ等の乱道、的に是れ宋人の声口にして、王応麟 識無く、妄りに之を載す。<sup>16</sup>

陳寿は『諸葛亮集』を編纂し、⑥『三国志』卷三十五 諸葛亮伝に「諸葛氏集目錄」を設けて、「臣寿等言」に始まる上表を載せ、卷末の評に、⑦「尽忠益時者、雖讎必賞、犯法怠慢者、雖親必罰」と信賞必罰を記録した。諸葛亮を尊重している証左である。廖立・李平（李嚴）は諸葛亮に処罰されても、怨みを持ち越さなかった（『三国志』卷四十）。廖立・李嚴ですら怨まないのだから、聡明な陳寿ならば尚更であるという。⑧諸葛亮は祁山に六たび出撃した。北伐を「六出祁山」と表現する点に『三国演義』の影響が見られるが、六戦六敗という結果に鑑みれば、陳寿の評「将略非長」は「実録」であるという。杭世駿

が丁氏兄弟の扱いに用いた「実録」という判定を、朱彝尊の説を踏まえながら諸葛亮伝にも拡大し適用していくのが、ここでの王鳴盛の新しさであった。<sup>18)</sup>

⑨南宋の王心麟『困学紀聞』が採録した(蜀に本紀を設けない)陳寿を不忠と見なす説は、「乱道」なる「宋人」の発言であり、王鳴盛はこれを退ける。

ここで「陳寿史皆実録」条は、論点が正統論に移る。内容が区切れるので項を改めよう。

## (二)『三国志』の正統論の説

朱彝尊の「陳寿論」は、最後に朱熹『資治通鑑綱目』(以下『綱目』)に触れ、どの年号で三国時代を記述すべきかという問題を扱う。いわゆる蜀漢正統論である。朱彝尊は、魏から受禅した晋に仕える陳寿が、蜀を「顯尊」でできるはずがない、と言うに止まる。王鳴盛は朱彝尊の論の運びを踏襲し、「陳寿史皆実録」条の後半で、陳寿が魏に本紀を立てた問題に取り組んだ。

綱目 通鑑を改めて魏を斥けて蜀を帝とす、誠に定論に属せり。第<sup>た</sup>此の論習鑿齒 已に之を争ふこと、晋書の本伝に見へ、朱子より始まらざるなり。漢絶えて復た続かば、則ち新莽を黜く。⑩魏蜀を滅ぼす後、晋に禪る前に尚ほ二年有り。晋に予すれば則ち已に蚤<sup>はや</sup>く、晋に予せざれば則ち繋ぐ所無

し。⑪此れ通鑑 魏を奪はざるの意なるか。⑫司馬温公が劉道原に与ふる書に云はく……<sup>19)</sup>

朱熹は、魏の年号を編年に用いた司馬光『資治通鑑』(以下『通鑑』)を改め、蜀の年号を『綱目』に

用いた。王鳴盛は朱子学の蜀漢正統の主張を「定論」と認めるが、これを朱熹の創見とせず、東晋の習鑿齒に遡らせる<sup>20</sup>。王鳴盛が蜀漢正統論を支持するのは、朱子学に賛同するからではない、という抵抗が見られる。宋学、朱子学を無批判に受容することなく、その妥当性を点検するのが、清朝の学問の潮流である。

王鳴盛は、習鑿齒ないしは朱子学の（蜀）漢から晋への継承説は、成功しないという。<sup>⑩</sup>魏が蜀を滅ぼした二年後、魏晋革命が起きた。蜀滅亡時に晋に正統が移ったと見なせば（「予すれば」）早すぎ、蜀滅亡時に晋に正統が移らなかつたと見なせば（「予せざれば」）年号・正統が繋がらない。『綱目』はこの二年間どころか晋が呉を平定するまでの十六年間を「無統」としたが、王鳴盛はそれに与せず、むしろ<sup>⑪</sup>魏の年号を用いて漢紀―魏紀（三国）―晋紀を繋げた『通鑑』に理解を示す。明言されているわけではないが、陳寿『三国志』が蜀に本紀を立てれば蜀滅亡から魏滅亡までの二年間が宙に浮き、断代史として体裁が整わない、と言いたいのであろう。

⑫司馬光は、「与劉道原書」にて、魏の年号を用いて三国時代を記述すべき理由を劉恕に説いた（道原は『通鑑』編纂に参加した劉恕の字、本稿では引用部分を省略）。これは『通鑑』卷六十九 魏紀一に載せる臣光日と同じ内容である。劉備は天下統一せず、漢帝の血縁も不確かなため「列国」として扱うという。王鳴盛は司馬光の説について、

此の論甚だ允なり。通鑑も尚ほ且つ此の如し、況んや三国志をや。

と強く賛同した。蜀の劉備は領土が狭く、血筋が不確かなので、蜀を漢として本紀を立てることは適切

でないという。もはや「定論」となった朱子学の蜀漢正統化の理論に対抗し、魏に本紀を設けた陳寿を擁護するため、陳寿から七百年以上後の司馬光の主張を借用したのである。

清朝で早期に本格的に『三国志』の史学に取り組んだのは、何焯（一六六一—一七二二年、義門先生）であった。何焯は、挙主で朱子学者の李光地の強固な蜀漢正統論と折り合いを付けながら、陳寿に寄り添った『三国志』解釈を目指した。何焯『義門讀書記』によると、陳寿が諸葛亮の軍略を譏るかのような評を書いたのは、諸葛亮が戦った司馬懿の子孫の朝廷（西晋）に仕えたためであり、蜀の先主（劉備）伝は、「史家の例に于て、実は紀」であった。陳寿は故国蜀を尊重しつつも、晋朝に配慮して真意を表現できなかったという<sup>(23)</sup>（同じ康熙時代の朱彝尊の説に近い）。『商榷』卷四十一「袁渙」条、『商榷』卷四十一「回倒」条で「義門何氏」「何氏焯」の説が引かれるように、王鳴盛は確実に何焯の説を見ている。両者の比較には学説史的な意義があるろう。何焯は、陳寿の真意は『三国志』に書かれていないという前提で、テキストの背後に真意（諸葛亮及び蜀の尊重）を読み取ろうとした。これに対して王鳴盛は、陳寿のテキストは実情を反映し、かつその実情はテキスト上に十分に書き込まれている、という立場を取る。陳寿が魏に本紀を設けたことには現実的な根拠があり（滅亡順序に現れた国家の継承、蜀の領土の狭さ、劉備の血統の不確かさ）、諸葛亮の軍略を譏ることに現実的な根拠があり（張儼・袁準の説、六戦六敗）、それらが『三国志』のテキストに十分に表現されている、という読み方をしている。

ところが、このようなテキストへの依拠、現況の全肯定は、宋学及び何焯の史学には存在しなかった新

たな問題を生じた。所与の「定論」である蜀漢正統の説と、蜀に本紀が設けられていないことが、余りにも分かりやすく対立するのである。そのためか、「陳寿史皆実録」後半の正統論は相対的に字数が少なく、行論が奮わない印象がある。この弱点が解消されるには、王鳴盛の娘婿錢大昕を待たなければならなかった。錢大昕は、弟錢大昭『三国志辨疑』に序を寄せ、陳寿のテキストは現状のまま十分に顕在的な蜀漢正統論であるという説明を推し進めていく。<sup>25)</sup>

## 二 『三国志』の史学の展開

王鳴盛は、朱彝尊・杭世駿に拠って『晋書』陳寿伝の逸話二件を否定することで史家としての陳寿の評価を高め、その評価を『三国志』全体に拡大して「陳寿史皆実録」という命題を唱えた。陳寿のテキストは、それ自体が何らかの現実を表現しており、何焯のようにテキストの背後を透かして見る必要はない、という立場を取ることが特徴であった。このような王鳴盛の『三国志』の史学が具体的にどのような展開したのか、(一) 陳寿の立伝と評、(二) 裴松之注の参照、という二つの観点から見ていこう。

### (一) 陳寿の立伝と評

「陳寿史皆実録」では、丁氏兄弟と諸葛亮について、立伝（誰に列伝を立てるべきか）と評（列伝巻末

の人物評価)の妥当性が吟味された。王鳴盛はこの論点を『三国志』の他の列伝に拡大していく。このような王鳴盛の説について、本田濟(一九六二)は、「穿ち過ぎる気味があると思う」などと退けている<sup>(26)</sup>。本章では、王鳴盛の立伝と評の説を点検し、関連する本田氏の指摘についても確認したい。

『商榷』巻四十「夏侯玄伝 許允・王綰を附す(夏侯玄伝附許允・王綰)」は、『三国志』巻九 諸夏侯曹伝に対する説である。

魏氏の亡は、曹爽の誅より始まりて、齊王の廢及高貴郷公の弑に終はる。爽の驕溢なれば、其の敗由有り。然れども爽 死せずんば、司馬の篡 成らざらん。夏侯玄・李豊の獄の若きは、則ち師・昭相継ぎ、逆節 彰著たり。諸公 身沈みて族 滅ぶは、皆 魏室の忠臣なり。①故に玄伝の末に於て、許允・王綰を以て之を終へ、以て其の皆 身を亡し国に殉ずるを見す。②而れども皆 其の過滿を以て禍を取るを貶すは、則ち廋詞<sup>(27)</sup>もて以て咎を避くるのみ。③世 愈々近ければ、言 愈々隠たり。作史の良法なり。

『三国志』巻九は、魏の皇族に近しい夏侯氏・曹氏の列伝である。巻九の後方は、曹真伝に子の曹爽伝を附し、夏侯尚伝に子の夏侯玄伝を附するが、兩名とも司馬氏との政争に敗れた人物である。陳寿は①巻九の最後の夏侯玄伝の後に、許允・王綰の事績をぶら下げた。いずれも司馬氏に抵抗した人物であり、兩名の事績を附することで、巻九が司馬氏の篡奪過程を記録する巻であるという意味が定まるといえる。

ただし陳寿によると、許允は「官物を放散す(放散官物)」と横領を働き、王綰は母や友人崔贊の忠告

を顧みず榮達を望んで破滅した。②思い上がりで身を滅ぼしたという許允らの逸話を、王鳴盛は陳寿の「度詞」（婉曲表現）と解した。彼らの忠臣ぶりを称揚すれば、司馬氏への批判となる。③近現代史であればこそ「隱」の度合いを強めるのが「作史の良法」であるという。破滅の逸話を織り交ぜたことは韜晦的であるが、むしろそのおかげで司馬氏の篡奪に対する批判を堂々と表現できた、というのが王鳴盛の理解であった。これについて本田氏は、許允・王経を添えたのは行事が同類であるために過ぎず、卷九に添えたとして兩名の忠が知れることはない、と退けた。王鳴盛の立場から述べれば、西晋政権のみならず、本田氏もまた陳寿の「隱」に目を眩まされたことになる。<sup>28</sup>

『三国志』卷十一の評に対して、『商榷』卷四十に「貢禹・兩龔之匹」という説がある。陳寿は、魏臣の袁渙・邴原・張範を、前漢の貢禹・兩龔（龔勝・龔舍）に準えて出処進退を論じた。

評以へらく袁渙・邴原ら、貢禹・兩龔の匹為りと。意指 顕然たり、**①**其の魏室の軽重を待つこと亦た在る有り。**②**蓋し禪讓を借りて以て篡竊を為すは、莽・操に始まるも、莽は敗れ操は成り、其れ後

世巧を以て奪ふ門を開く一なり。**③**陳寿 目に兩朝を暗て、故に尤も之に謹たり。而れば其の意を諸賢の出処の間に於て寓せ、**④**進退を列伝の先後の際に於て示す。其の心を用ふること良に苦たり。<sup>29</sup>

袁渙は呂布に仕え、曹操が呂布を滅ぼすと、なかば巻き込まれるようにして曹操に従った。張範は、曹操の冀州平定時に仕官を断り、曹操が荊州から帰還すると仕えた。邴原は、黄巾を遼東に避けてしばらく留まった後、帰郷して曹操に仕えた。『三国志』卷十一は、曹操への仕官を避け続けた管寧伝で締め括ら

れる。<sup>(30)</sup> 王鳴盛は、①曹操の建国事業の成否を見守り、政権参加が慎重であった者ほど、④卷十一で列伝が後ろに置かれたと解する。②王莽の建国事業は失敗したので、曹操の事業は実質的に前例がなかった。③蜀が滅びて晋に仕えざるを得なかった陳寿にとって、仕官先選びは緊迫した問題であり、列伝の掲載順序に教訓性を織り込んだという。本田氏は王鳴盛のこの説を、「魏に仕えるのをきらつた袁渙・邴原・張範に対する陳寿の評に『蓋しこれ貢禹兩龔』とあるのは、魏を王莽になぞらえる皮肉だ」と要約し、これを王鳴盛の曲解と退けている。しかし、王鳴盛はここで陳寿の曹操批判を読み取ったわけではなく、本田氏は『商権』の論旨を捉えられていない。

次の例に進もう。『商権』卷四十に「傳嘏の才達（傳嘏才達）」がある。『三国志』卷二十一の立伝と評についてである。明示的には曹丕・曹植の「文采」のもとに集った文学の士の列伝であるが、王鳴盛は別の意味があるとした。

王粲・衛覲・劉廙・劉劭・傅嘏伝の評末に云ふ、①「傳嘏才達を用て頭かしらはる」と。松之云はく、②「嘏識量の名輩、実に當時の高流にして、而れども才を用て頭かしらに達すと云ふは、以て嘏の美を見すに足らず」と。案ずらく、③此の書易代の際に於て、忒心有りて以て功を邀まねむる者は、必ず微詞を加ふ。司馬氏の勢主に偏ると雖も、然れども師准に死するに、昭方に許に在り、亦た事の至危なり。嘏心を専にして奉戴し、衆を擁して洛に還り、大柄已に得て、魏祚傾く。④故に首列の王粲、其の瑜に納士の謀を勧むるを書す。中伝の衛覲、特に漢に還りて禪を助くるの事を著す。之を終ふ

るに嘏を以てするは、則ち馬を奉り曹を傾くればなり。此れ始まり此れ終はり、鑒を著はすこと甚だ明なり。⑤故に評中に特に徐幹の冲虚を表して、以て優劣を示す。幹の如きは猶ほ揚雄の事に与らざるがごとし。此の外皆纂に与聞する者なり。嘏の才達を称すれば、節足らざること見る。あらは松之未だ作者の凡を明らかにせず。

陳寿は卷末で傳嘏について、①「才覚によつて高位に昇つた」と評した。これに対して裴松之は、②傳嘏は見識を備えた名士であり、陳寿の評は贊美が不十分だとした。王鳴盛によると、③『三国志』は纂奪に加担した者には「微詞」を加えて批判する。④王粲は、荊州政權を裏切つて劉琮を曹操に降伏させた。衛覬は、魏臣から漢臣に戻つて、魏のために禪讓の詔を作つた。傳嘏は、陣没した司馬師から司馬昭への軍權移行を助け、魏晋革命に道筋を付けた。この『三国志』卷二十一は、纂奪幫助の行為がなされた時代順に列伝が配されている、というのが王鳴盛の洞察であつた。このように読むと、裏切り行為のない徐幹伝が同じ巻にあることに説明が付かないが、それは⑤徐幹の清潔さを書くことで、他の人々の悪行を際立たせる意図があると辻褄が合わせられる。陳寿は魏晋革命に協力した傳嘏に批判的なので、敢えて傳嘏の評を言葉足らずにしたのであり、裴松之の反駁は、陳寿の「凡」（凡例、史法）を解していないという。本田氏は王鳴盛の説を、「(王) 粲が劉琮に加担して魏を傾ける一助をなしたのを譏るために、ただ纂奪に加わらなかつただけで大した人物でもない徐幹を引き合いに出し、徐幹にも劣ると筆誅しているのだという」と要約し、「陳寿が……徐幹のことを、纂奪に加わらなかつただけの大したことのない人物と見

ていたかどうかは疑問で、逆に高く評価していたればこそ引き合いに出したとも考えられる」と反論した。まず王粲は、荊州政権の劉琮を傾けて魏（曹操）に加担したのであり（陳寿・王鳴盛とも認識は共通）、本田氏には事実の誤認がある。そして王鳴盛は、陳寿が篡奪に加わらなかつた徐幹を高く評価したと捉えており、本田氏の指摘はあべこべである。

王鳴盛は史家としての陳寿を極めて高く評価し、『三国志』のテキスト全体と向き合った。立伝（誰にどのような順序で列伝を設けるか）と、巻末の人物評は、陳寿が顕示的に篡奪を批判したものであり、その意味をテキストに即して掴み取ろうというのが王鳴盛の史学であった。本田氏には王鳴盛の誤読が目立つ上、「穿ち過ぎる気味があると思う」などの指摘は、王鳴盛の史学の性質を把握していないことから生じた行き違いの説であるように思われる。ただし、本場に陳寿が王鳴盛の述べるような意図を込めたのは検証不能である。テキストに即して論じることと、万人が納得できる説であることのあいだにはかなりの径庭があろう。

## （二）裴松之注の参照

王鳴盛が引く朱彝尊・杭世駿は、陳寿のテキストの妥当性を論じるとき、裴松之注の史書を用いていた。歴代正史のなかでも、本文を相対化し得る豊富な異聞・異説を伝えることが『三国志』の特徴であり、裴松之注の扱い方に史学の特徴が現れる。王鳴盛が自身の史学を展開する際、裴松之注をどのよ

うに用いたか見ていこう。

『商榷』卷四十「武帝生出本末」は、魏の帝室、曹操の血統を論じている。『三国志』卷一 武帝紀に係わる指摘である。

魏武帝紀、前に既に「漢の相国曹參の後なり」と云ひ、其の下に即ち「中常侍曹騰の養子嵩 太祖を生み、能く其の生出の本末を審らかにする莫し」と言ふ。乍にはかに之を読めば、自ら相矛盾する者なるが似し。此れ正に陳寿の立文の妙なり。①陳琳 袁紹の為に檄を作り、操を「姦闇の遺醜」と目すること、後漢の紹伝及文選に見ゆ。敵国の詆譏と雖も、乃ち其の実を道ふなり。……曹騰に至るまで追尊すと雖も、②騰より以上 只だ節有るのみ、節より以上 亦た見る可きもの無し。……③帝王の興るや、本無きを容れず、伝聞する者に拠りて之を書き、聊かたに復た爾爾す。孫破虜伝に云はく、「孫堅 字は文台、呉郡富春の人にして、蓋し孫武の後なり」と。「蓋」は疑詞にして正に魏武紀と同じなり。④評に云はく、「孤微より迹を発す」と。安んぞ其の先世 是の若きの遠きを追考するを得んや。⑤范書 劉表を以て魯恭王の後と為すも、陳寿 是れを取らず。夏侯惇伝に至り、則ち「夏侯嬰の後なり」と云ふ。漢書を案ずるに、滕公の後、皆外家の姓に随ひて孫氏と為れば、則ち此れ附会た為り。此れ固に武紀 曹參の後と為すの言と与にす可からず、一例論なり。<sup>(32)</sup>

王鳴盛の理解によると、①曹操は夏侯氏の子であり、その根拠は『後漢書』袁紹伝及び『文選』に載せる陳琳の檄文「姦闇の遺醜」である。<sup>(33)</sup> 檄文は「敵国の詆譏」であるが、「実」であるという。曹操の祖先

を前漢の曹参とすることは、武帝紀注引『魏書』に見え、曹氏の祖先が②曹騰の父曹節までしか遡れないことは、同注引『続漢書』に見える。③帝国が成立すると、廟制整備のために祖先を未詳とするわけにはいかず、『魏書』のような公式見解がかりそめに設定されるが、陳寿はその虚構性を「立文の妙」によって示したという。陳寿は、曹操の祖先について明らかに矛盾する説（曹参の子孫、夏侯氏の子）を並記した。呉の孫堅の祖先についても、『三国志』卷四十六 孫破虜（孫堅）伝の巻頭で「蓋し孫武の後裔であると留保をつけ、④孫堅伝の巻末の評で「孤微」出身と書いた。曹氏・孫氏ともに、祖先は不明であるという実情を陳寿が表現したと解する。一見、説得力のあるこの説は、先行する何焯と比較することで特徴が浮き上がる。両者は正反対の結論を出しているのである。何焯は次のようにいう。

注に採る呉人の作りし曹瞞伝及び郭頒の世語 並びに云はく、嵩は夏侯氏の子なりと。按ずらく、夏侯惇の子の楙は、清河公主を尚り、淵の子の衡も、亦た曹氏を娶る。則ち嵩は夏侯氏の子と謂ふは、敵国の伝聞なれば、蓋し信ずるに足らず。

何焯によると、曹操を夏侯氏の子とする『曹瞞伝』等は「敵国の伝聞」であり、信頼に足りない（王鳴盛が根拠とした陳琳の檄文もこれに該当する）。曹操が夏侯氏の子でないという説を支えるのは、曹操集団が同姓不婚の禁忌を破ったはずがないという推定であった。何焯は、魏晋帝国の公式見解を支持せざるを得ないという晋臣陳寿の表現に同調して、『三国志』を解した。これに対して王鳴盛は、陳寿が何らかの形で「美」を表現したに違いなく、史を読む者は史を作る者の微意をテキストに基づいて（テキストの

内部から、読み手が主体的に）解明できるという前提に立つ。

王鳴盛によると、⑤『後漢書』列伝七十四下 劉表伝は劉表を前漢の魯恭王（劉餘）の後裔とするが、『三国志』卷六 劉表伝は言及しない。『三国志』卷九 夏侯惇伝は、夏侯惇を前漢の夏侯嬰の子孫とするが、『漢書』卷四十一 夏侯嬰伝の末尾と整合しない。しかし、王鳴盛がここに微意を見出すことはなかった。陳寿が批判精神を込めたのは、帝号を贈られ、廟に祭るべき祖先を必要とした曹操・孫堅のみであるという。何焯の説は、テキストにないことを史を読む者が解釈するという点で恣意性があつたが、王鳴盛の説は、テキストに即しながらも、テキストのどの部分からどのような解釈を引き出すかという点に恣意性が認められた。

『商榷』卷四十一「関伝注 誣多し（関伝注多誣）」に、

裴松之注 専ら博采に務むること、関雲長伝 採る所の蜀記六条、典略一条の若し。内に惟だ①龐徳の子の会、関氏の家を滅ぼすの一條のみ、或いは実録に係はらん。其餘 尽く虚浮誣妄に属す。②松之亦た尚ほ駁正を知ると雖も、然れども筆墨を徒勞す。裴注を觀るに、愈々陳寿の史法の嚴なるを知るなり。<sup>36)</sup>

とある。裴松之は幅広い史書の採録に努め、『三国志』卷三十六 関羽伝にも王隱『蜀記』から六条、魚豢『典略』から一条が引用されている。しかし、①龐徳の子・龐会が蜀の滅亡後に関羽の子孫を滅ぼしたという『蜀記』の一条のみ「実録に係」わるかも知れないが、それ以外は、「虚浮誣妄」である。②裴

松之は「駁正を知る」（虚偽の是正に取り組んでいる）が、多面的な異聞によつて実情を把握可能にするメリットよりも、余計な情報によつて読史者を混乱させるデメリットのほうが大きいという。王鳴盛は異聞を広く集めて載せることに否定的で、雑然として情報過多な裴松之注によつて、かえつて「陳寿の史法の蔽」が分かるという。

次に、『商榷』卷四十「先世名臣」を見てみよう。魏帝国で初代三公となつた鍾繇・華歆・王朗の列伝をまとめた『三国志』卷十三に対する説である。

鍾繇伝に、「繇 司徒華歆・司空王朗と与に並びに先世の名臣なり。文帝朝を罷むるや、左右に謂ひて曰く、此の三公は乃ち一代の偉人なり」と。愚謂へらく、「一代の偉人」と云ふと雖も、実は則ち兩朝の達節なり。①陳寿 此の三人を以て合伝を作り、故に丕の語を引きて以て其の之を合するの

意を著はず。而も先に「先世の名臣」といふ四字を書かば、則ち貶を待たずして其の節を失ふこと自づから見る。然も朗の子たる肅、諸々の経伝の訓解を作り、鄭氏康成の名高きを忌みて之を攻訐し、其の名位既に隆赫たるを極む。華歆の孫たる嶠、又史筆を秉りて漢後書を作り、又譜叙の中に於て、歆の美を増飾し、文帝 受禪するや、歆 形色を以て時に忤らふと謂ふ。夫れ歆既に魏の相国為りて、又何ぞ忤ふや。壁を発して后を牽きしは、誰か為す所なるか。②甚だしきは孫資の玄孫たる盛、亦た魏氏春秋・晋陽秋を作る。鄙夫佞人、後を昌にすること乃ち爾り、幸いに其の書 皆は伝はらず。

鍾繇伝において、文帝曹丕は魏朝の初代三公（鍾繇・華歆・王朗）を「一代の偉人」と讃えたが、王鳴盛の見立てでは、彼らは「実は則ち兩朝の達節」である。漢魏兩朝に節義を貫くものとは、すなわち、漢朝の裏切り者である。王鳴盛は、①陳寿が三人の列伝を同じ巻にまとめ、曹丕の言葉のことさらに載せることで、三名が「節を失」っていたことが強調されたと解する。<sup>37</sup>このような強烈的な微意を見出す理由は、王朗の子・王肅が「鄭氏康成」（鄭玄）の説を攻撃し、華歆の孫・華嶠が『譜叙』を書いて、華歆を漢の忠臣であったかのように粉飾したことによる。王鳴盛は鄭玄を尊重し、經学『尚書後案』で鄭玄説を用い、子部『蛾術篇』でも鄭玄について盛んに論じた。政治権力（名の高き）に任せて鄭玄を攻撃したとして、王鳴盛は王肅に連なる人々を絶対に許さない。

さらに王鳴盛は、②孫資の玄孫・孫盛が『魏氏春秋』『晋陽秋』を作ったことも批判した。鍾繇伝の条で孫資について論じるのは唐突である。ここで孫資に触れる理由は、王鳴盛の自注によって明らかになる。陳羣の子たる泰の伝に、裴松之注 孫盛の魏氏春秋を引きて云はく、「盛の言の諸々の改易する所を検するに、皆別に異聞有るに非ず、率ね更むるに自ら意を以てし、制むること多く旧の如くならず。凡そ記言の体、当に其の口より出づるが若くせしむべし。辞勝りて実<sup>たが</sup>に違ふは、固に君子の取らざる所なり。況んや復た勝らずして徒<sup>いたづら</sup>に虚妄を長ぜしむるものをや」と。③此に拠れば則ち孫盛の史曲筆多く、而して華嶠も知る可し。<sup>38</sup>

『三国志』卷二十二 陳泰伝注で裴松之は、孫盛『魏氏春秋』を、人物の発言を不当に変更する「実に

「徒に虚妄を長ぜしむる」史書であると批判した。王鳴盛は孫盛がこのような虚妄の書を作った理由を、孫資の玄孫であることに求めた。王鳴盛の理解では、司馬氏を助けて魏を滅亡させたのは実は劉放・孫資兩名であった（『商榷』卷四十一「放資伝多微詞」）。③三公ならざる孫資ですら、子孫が権勢に任せて劣悪な書物を書くのだから、「節に違う」三公・華歆の孫（華嶠）ならば尚更である、という論法であった。裴松之の説から一段階進んだ、作史者の祖先に基づく外的な史料批判である。

王鳴盛の孫盛批判は、『商榷』卷四十一「姜維志在復蜀（姜維の志蜀を復するに在り）」条にも見える。『三国志』卷四十四 姜維伝について、以下のように言う。

姜維伝末に、維魏の將士の殺す所と為る事を叙す。維の本志蜀を復するに在り、成らずして殺さるるも、其の赤心則ち千載も生くる如し。陳寿蜀人なるも晋に入り、措詞の際、焉を難ずる有り。①評中に其の死事を反りて置きて論ぜず、但だ其の衆を玩もてあそび旅たびを黷おごして以て隕斃えんがいに致るを譏る。……

此れ其れ詭説を展転して、以て咎を避くる所以なり。維の蜀に於けるや、猶ほ張世傑・陸秀夫の宋に於けるがごとし。注引の孫盛云はく……②其の下文皆盛が維を貶むるの言なり。盛倭人の子孫なり、言固に拠り難し。③考ふるに永和三年李勢破滅し、是の年は丁未、蜀の亡ぶ景耀六年癸未を去ること、凡そ八十五年なり。

蜀の劉禪が魏軍に降伏した後、姜維は蜀復興を目指したが失敗して殺された。①陳寿は卷末評で、「翫衆黷旅、明断不周、終致隕」と譏ったが、これは晋朝への配慮に過ぎない。この評を陳寿の本意としない

説は何焯にも見え、新しさや力点はない。<sup>(40)</sup>

姜維伝の裴松之注に、孫盛『晋陽秋』が引かれる。東晋中期、孫盛は自身が桓温に従軍したとき蜀の故老から聞き取った姜維の最期を記録し、②姜維の行動を貶めた。『商榷』に引用はないが、孫盛は、「古人云へらく、困しむ所に非ずして焉に困しまば、名は必ず辱められ、抛る所に非ずして焉に抛らば、身は必ず危ふしと。既に辱められ且つ危ふければ、死 其れ將に至らんとは、其れ姜維の謂なるか」といい、孫盛は姜維が蜀滅亡を食い止められなかったことを批判している。裴松之は、蜀末当時の実情を丁寧になぞつて、孫盛の説の非を述べた。ところが王鳴盛によると、孫盛がでたらめを書く理由は「倭人の子孫」だからである。王鳴盛は、③姜維の死から孫盛の聴取まで八十五年も隔たりがあることに触れる。口述<sup>オーラル</sup>歴史の調査手法を踏まえ、現地の人として当時のことを正確に記憶・伝承しているとは限らない、と推論しているかのようである。<sup>(41)</sup>しかし、王鳴盛の年数の説は説得力を持たない。姜維伝の注に引かれ、同様に蜀滅亡時の姜維の行動を伝えるのは、習鑿齒『漢晋春秋』、常璩『華陽国志』である。両書とも孫盛と同時代、桓温が活躍した東晋中期の書物であるにも拘わらず、王鳴盛は批判を加えなかった。年数のことは孫盛を批判するために繰り出された要素に過ぎず、王鳴盛の孫盛批判の主眼は、「倭人の子孫」であるという一点に集約される。

王鳴盛の史学は、史を作る者の属人的な信頼性を重んじた。史家を高く評価した場合（陳寿）、積極的かつ建設的に微意を読み取った（立伝と評）。然るべき情報の取捨選択は陳寿がすでに終えており、何ら

かの形で本文のテキストに反映されていると見なす（曹操・孫堅の祖先の説）。裴松之注は、時に蛇足とされた（関羽伝注）。史家を低く評価した場合（華嶠・孫盛）、そのような人物が書いた史書には価値がないと切り捨てた（『譜叙』、『魏氏春秋』、『晋陽秋』）。王鳴盛の『三国志』の史学は、「陳寿史皆実録」という命題を強力に保持しながら、裴松之注が引く諸書を押し退けていくものであった。陳寿の文に不合理な部分を見つづけるたび、当惑して立ち止まった何焯の史学とは大きく異なるものである。<sup>(4)</sup> 陳寿のテキストを所与のものとして肯定的に受け取り、無理にでも合理化して読み進めるのが王鳴盛の史学であった。

### 三 「実事求是」と近代歴史学

王鳴盛の『三国志』の史学を確認したところで、先行研究が懸案とした問題に立ち返ろう。王鳴盛は『商榷』序文で毀誉褒貶を否定したにも拘わらず、自身が毀誉褒貶の史論を盛んに行っているように見える。果たしてここに矛盾はあるのだろうか。いったい王鳴盛は、『商榷』序文で何を述べていたのか。

蓋し学問の道は、①虚を求むるは実を求むるに如かず、議論・褒貶は皆虚文なるのみ。史を作る者の記録する所、史を読む者の考核する所、総て能く其の実を得ることを期するのみ。外に此れ又何ぞ多く求めんや。予束髪より史学を談ずるを好み、將に壮ならんとするや、史を輟めて経を治め、経既に竣るや、乃ち重ねて史業を理め、摩研排読すること二紀餘年、②始めて史を読むの法を悟り、

經を読むことと小異にして大同なり。何を以て之を言ふか。經は以て道を明らかにするに、道を求むる者は必ずしも空しく義理を執らずとも、以て之を求むるなり。③但だ当に文字を正し、音読を辨じ、訓詁を釈し、伝注に通ずべし。則ち義理 目見はれて道 其の中に在らん。譬ふれば人の甘きを食はんと欲して錢を操り市に入るが若し。④物を問ひて甘さと名いふ者有るや。有る無し。飴を買ひ之を食はば、甘さ有り。人 鹹きを食はんと欲するに、物を問ひて鹹さと名いふ者有るや。有る無し。鹽しおを買ひ之を食はば、鹹かさ有り。

話が込み入ってきたので一旦区切る。学問（史学）の道は、①虚を求めるよりも実を求めるべきである。議論・褒貶は「虚」なので重要度が低く、「史を作る者」も「史を読む者」も「其の判」を得ること」ことを目指すべきである。史学における「判」とは何か。王鳴盛はこれを、經学に迂回して説明していく。

王鳴盛は、經学を修めてから史学に再挑戦し、②經学によって相対化することで「史を読む法」を体得したという。經学は道の解明を目標とするが、「空しく義理を」求めるのではなく、③經書のテキストと向き合うこと（小学・音韻学・訓詁学・注疏学）で自ずから義理が現れ、道が明らかになるという。これは宋学（朱子学）批判であり、王鳴盛は比喻を用いて考証学の優越を説明していく。④甘さを味わいたいとき、甘さという味覚体験を市場で直接買うことはできず、飴などの甘いもの（媒介物）を買って食べることで自ずから甘さを体験できる。義理を明らかにしたいとき、義理そのものを直接、無媒介に掴み取ることとはできず、經書のテキスト（媒介物）を研究することで自ずと義理が明らかになる。甘さと飴、鹹かさ

と塩、義理と經書のテキストを同じ構造にある。宋学は、經書のテキストをなおざりにして義理だけを直接掴み取ろうとする学問であるが、飴や塩を媒介せずに味覚体験が得られないように、宋学は義理に到達できないという。

經書のテキストに真摯に向き合うことが、經学の「実」であった。王鳴盛は、② 經学と史学は大同小異だという。どこに相違点があるのだろうか。

史を読む者は、⑤ 必ずしも議論を以て法戒を求めず、但だ当に其の典制の実を考すべし、必ずしも褒貶を以て与奪を為さず、但だ当に其の事蹟の実を考すべし。亦た猶ほ是のごとければ、故に同と曰ふ。若し夫れ異なる者も則ち有り。經を治むるときは断じて敢て經を駁めざるも、⑥ 史は則ち子長・孟堅と雖も、苟し失ふ所有れば、箴めて之を砭むることを妨ぐることを無し。此れ其の異なり。抑々經を治むるときは、豈に特だ敢て經を駁めざるのみにあらず、經文は艱奥にして難通なれば、若し古の伝注に于いて、己の意に憑りて択取して融貫すれば、猶ほ未だ僭越を免れず。但だ当に漢人の家法を墨守して、一師に従りて定めて敢て佗徙せざるべし。⑦ 史に至りては、則ち正文に失有らば、尚ほ箴砭を加ふ、何ぞ裴駟・顔師古の一輩を論ぜんや。其れ当に善を択びて従ひ、偏徇を庸ひる無きこと、固に言を待たず。故に異と曰ふなり。之を要するに、二者 小異有りと雖も、其の総て切実の意を務求するに帰すること、則ち一なり。

經学が經書のテキストから離れて義理を求めるときでなかつたように、⑤ 史を読む者は、テキストに準

抛しない「議論」によって「法戒」を求めてはならず、テキストに準拠しない「褒貶」によって「与奪」を為してはならない。史書のテキストに沿って「典制の実」「事蹟の実」明らかにするべきである。ひたすらテキストに向き合うべきことが経学と史学の「同」である。ただし史学では、⑥子長（司馬遷『史記』・孟堅（班固『漢書』）の本文であっても、当を失する文は「箴砭<sup>いまし</sup>」めてよい。⑦裴駟・顔師古（『史記』『漢書』の注）であれば、より裁量権を持つて「箴砭<sup>いまし</sup>」め、取捨選択ができる。この点が、経書の本文及び注（「漢人の家法」）を「墨守」しなければならぬ経学との「異」である。経学と史学には「小異」があるが、テキストに即して「切実の意」を求めることは同一であるという。

史書の本文・注のテキストに対して疑義を呈することを、「箴砭<sup>いましめ</sup>」と表現していることに注意したい。これは、史書のテキストが客観的事実を伝えているか否かを検討する近代の歴史学の「史料批判」とは明確に異なる。経学との類似性・連続性によって述べられているように、儒家（知識人）の規範に照らして、史書の不適切な表現を訓戒するというニュアンスが強いのではなからうか。そのため、羅炳良（二〇〇一）が二十世紀の研究史の混乱を収束させた説、王鳴盛は歴史的事実に対する客観的で公正な毀誉褒貶を指摘した、という指摘は、必ずしも本来の意を得たものではないと思われる。王鳴盛は序文の後方で、「実事求是」を掲げた。史書のテキストに即して読み取った典制・事蹟（実事）によって、儒者として適切な見解を探究せよ（求是）という宣言と解せられよう。考証学者によって「実」という語（概念）が表す内容は様ではないが、『商權』における王鳴盛の「実」とは、経学・史学の区別なく、ともにひたす

らテキストに向き合うことであつた。

王鳴盛は司馬遷・班固の文ですら戒めることができるというが、本稿で見た『三国志』の史学では、陳寿の史法を極めて高く評価し、積極的に微意を読み取っていくものであつた。これは、「陳寿史皆実録」という命題を得た上で、『三国志』本文をまるで経書のように尊重した読み方である。本田濟（一九六二）が「穿ち過ぎる気味がある」と感じたのは、王鳴盛が陳寿本文に対して経学を行つているからである。清朝前期の何焯は、陳寿が『三国志』に顕在的に書き込めなかつた真意を読み取ろうとしたが、王鳴盛は陳寿の意が十分に『三国志』に表現されているという前提に立つ。これが、王鳴盛が序文で表明した「実」の（テキストに即した）学問である。<sup>(46)</sup> 他方、王鳴盛は、孫盛『魏氏春秋』『晋陽秋』、華嶠『譜叙』を強い調子で戒めた。戒めるときの観点は、記述内容が客観的事実に反するからではなく、祖先もしくは当人が儒家として相応しくない生き方をしたり（篡奪への加担）、相応しくない言説（祖先の悪事の隠蔽）があつたからである。裴松之の注は、実情を把握するためには有用であるが、儒家的な観点からは、不適切な言説を撒き散らす弊害もあつた。

王鳴盛の娘婿錢大昕には、「経史不二の説（経史不可分論）がある。施建雄（二〇〇八）は、王鳴盛と錢大昕の史学思想の異同を論じ、胡藤（二〇二二）は、章学誠「六経皆史」と比較した。<sup>(47)</sup> 清朝考証学が盛んになつた乾嘉時代の史学がいかなるものであつたかという問題には継続して取り組む予定である。

## おわりに

王鳴盛の『三国志』の史学は、朱彝尊・杭世駿を起点に始まった。「陳寿史皆実録」は特徴的な命題であったが、正統論の説には若干の切れ味の悪さが残り、この問題は錢大昕に持ち越された(一章)。王鳴盛は、陳寿のテキストをあたかも経学のように読解して微意の抽出に努めたが(二章)、それは経学と史学を大同小異とする考え方に基づいたものであった(三章)。

『三国志』は正統論の題材となり、裴松之注によつて本文を相対化し得る異聞・異説が伝えられた。同じ性質をもつ史書に『五代史』がある。唐末五代の王朝交替(後梁・後唐・後晋・後漢・後周)は正統論の対象となり、薛居正『旧五代史』と欧陽脩『新五代史』は異聞・異説に関係にあつて、互いに比較可能である。王鳴盛は、『商榷』卷九十三「欧史喜びて小説を采り、薛史多く実録に本づく(欧史喜采小説、薛史多本実録)」条で、何焯の説を引用して、新旧『五代史』を比較した。<sup>(48)</sup>『商榷』卷九十三「欧は春秋に法る(欧法春秋)」条では、欧陽脩が『春秋』に準えて妄りに表現を改変したため、もしも『旧五代史』がなければ元来の歴史叙述が喪失し、徴(証拠)が失われるところであつた、と恣意的な筆法を批判した。<sup>(49)</sup>欧陽脩の史書への戒めである。王鳴盛が欧陽脩に抱いた警戒心は、同じ乾嘉時代、趙翼が陳寿『三国志』に抱いたものと同じである。王鳴盛と異なり、趙翼は陳寿を戒めたのである。<sup>(50)</sup>史学の手法を共有している、陳寿への評価が異なれば、『三国志』の史学が別のものになることが分かる。

本研究のように対象を一史に限定することで、王鳴盛の史学の説を、それ以前（康熙時代の朱彝尊・杭世駿、何焯）及び同時代（乾嘉時代の錢大昕、趙翼）の説と詳細に比較することが可能となる。今後そのような縦横の検討を通じ、清朝考証学の史学がどのような学問であったのかを明らかにしたい。

[注]

(1) 王鳴盛の事跡は、陳鴻森「王鳴盛年譜（上）」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八十二本 第四分、二〇一一年）、王鳴盛年譜（下）」（同前、第八十三本 第一分、二〇一二年）を参照。『蛾術篇』という書名は、『札記』学記の「蛾子時術之」を典故とし、小さな蟻ありが大きな蟻ありに倣まねつて土を運ぶことで蟻塚を完成させるように、聖賢の教えに倣まねうことを述べた一節に由来する。

(2) 内藤湖南『支那史学史』（平凡社、東洋文庫、一九九二年）、一〇四〜一〇八頁。内藤が紹介した王鳴盛の悪評については、吉田純「王鳴盛人物考及び『尚書』学の達識」（『名古屋大学中国哲学論集』八号、二〇〇九年）を参照。

(3) 劉開軍「近三十年來王鳴盛史学研究述評」（『中国史研究動態』二〇〇九年第一期）、穆益斌「王鳴盛的史学思想」（『蘇州大学学报』一九八四年第一期）、來新夏（陳清泉等編『中国史学家評伝』中冊、中州古籍出版社、一九八五年）、陳其泰「王鳴盛史学——樸学家的理性探求」（『歷史研究』一九

九〇年第一期)、羅炳良「王鳴盛史論性質商榷」(『學術研究』二〇〇一年第八期)、許蘇民「王鳴盛对中国史学近代転型的貢獻」(『湖北大学学报 哲学社会科学版』第三十卷 第五期)。二十一世紀に入り、二項対立的な枠組みを乗り越えて、王鳴盛の史学の研究が盛んに行われた。近年の研究に、徐道彬・李超越「論王鳴盛的西学觀及其時代性」(『安徽大学学报 哲学社会科学版』(二〇二二年五期)がある。

(4) 本稿では、黄曙輝(点校)清代學術名著叢刊『十七史商榷』(上海古籍出版社、二〇一三年)を底本とする。王鳴盛と錢大昕の関わりは、底本巻頭の「整理弁言」を参照。

(5) 直至唐宋以来学者恒言、乃皆曰五經・三史、則專指馬・班・范矣。愚竊以為、宜更益以陳寿称四史、以配五經、良可無愧。其餘各史皆出其下(『商榷』卷四十二・三史)。

(6) 肖永貴「論王鳴盛的『三國志』研究」(『六盤水師範學院學報』第二八卷 第三期、二〇一六年)。

(7) 陳寿の索米は、楊耀坤「再辨陳寿“索米”說」(『歷史研究』一九九一年一期)を参照。劉蔚「駁陳寿索米事兼論『三國志』史料價值」(『山西煤炭管理幹部學院學報』二〇〇八年二期)もある。

(8) 晋書好引雜說、故多蕪穢、此亦其一也。索米一說、①周柳蚪・②唐劉允濟・③劉知幾皆信之。近朱氏彝尊・杭氏世駿辨其誣謂……(『商榷』卷三十九 陳寿史皆實録)。

(9) 常曰、史官善惡必書、使驕主賊臣懼、此權顧輕哉。而班生受金、陳寿求米、僕乃視如浮雲耳(『新唐書』卷二百一 劉允濟伝)。

(10) 班固受金而始書、陳寿借米而方伝、此又記言之奸賊、載筆之凶人(『史通』内篇卷七 曲筆)。

(11) 朱彝尊の陳寿論は、田中靖彦「陳寿の処世と『三国志』」(『駒沢史学』七六号、二〇一一年)を参照。

(12) 王鳴盛は触れないが朱彝尊の陳寿論は、南宋の尹起莘が『晋書』の陳寿貶斥に同調したとして厳しく非難している。尹起莘は朱熹『資治通鑑綱目』の史法を解明した『資治通鑑綱目發明』の著者であり、陳寿が魏に本紀を設けたことを攻撃した。朱彝尊の主な論敵が朱子学者であることは本稿との関わりでも重要である。尹起莘の説は、『資治通鑑綱目』七家注の章武元(二二二)年に見える。

(13) 周之柳蚪則創言曰、班固致受金之名、陳寿有求米之論。唐之劉允濟・劉知幾又從而和之(『道古堂文集』卷二十二 論丁儀丁廙)。

(14) 毛玠儀所讒也。玠出見黔面其妻子没為官奴婢者曰、「使天不雨者蓋此也」。寿不属之儀而第曰、「後有白玠者」。白者為誰。非儀則廙、寿為之諱也。尚得謂因素米不得而有意抑之乎(『商榷』陳寿史皆実録)。

(15) 『三国志』毛玠伝には、毛玠が就いた丞相東曹掾という官職と、その対となる西曹掾という官職のどちらを省くべきかという議論が見える(毛玠伝には西曹掾の着任者の名は見えない)。「三国志」卷二十二 桓階伝によると、西曹掾の丁儀は毛玠と対立していた。丁儀らが毛玠を陥れかねないという状況証拠だけならば、『三国志』本文より確認できる。毛玠と丁儀の対立については、渡邊義浩

「三国時代における「文学」の政治的宣揚―六朝貴族制形成史の視点から―」（『三国政権の構造と「名士」増補版』四章三節、汲古書院、二〇二〇年）を参照。

- (16) 寿入晋後、撰次亮集、表上之、推許甚至。⑥本伝特附其目錄并上書表、創史家未有之例。尊亮極矣。評中、⑦反覆盛称其刑賞之当、則必不以父坐罪為嫌。廖立・李平為亮廢竄、尚能感泣無怨。明達如寿、顧立・平之不若邪。亮六出祁山、終無一勝、則可見為節制之師。於進取稍鈍、自是実録。……困学紀聞十三卷、邵公濟謁武侯廟文謂、「寿姦言非公、与誤国不忠之譙周並貶」。⑨此等乱道、的是宋人声口、王心麟無識、妄載之（同前）。

(17) 金文京『三国志演義の世界 増補版』（東方書店 二〇一〇年）、一二〇ページ。

- (18) 王鳴盛『蛾術論』卷八十一「文中子推奉曹植」に、「王通 文中子を作り、論語に擬へて、曹植を推奉して以て泰伯・文王の讓国に当てんと欲す。抑々思ふに泰伯の至徳、翦商の志に従はざるを以て、文王の至徳、其の能く殷に服事するを以てなり。植 未だ奪嫡せざると雖も、其の求自試の表を觀るに、直だ以て蜀を滅ぼし、自ら諸葛武侯を俘誡するに效さんと欲す。然れば則ち植も亦た漢の賊なるのみ。通の説 陋なるかな（王通作文中子、欲擬論語、推奉曹植以当泰伯・文王之讓国。抑思泰伯之至徳、以不從翦商之志、文王之至徳、以其能服事殷也。植雖未奪嫡、觀其求自試表、直欲以滅蜀、自效俘誡諸葛武侯、然則植亦漢賊耳。通之説陋矣哉）」とある。王鳴盛は、隋の王通『文中子』が曹植を国を讓つた泰伯や文王に準えたことを批判した。曹植は「奪嫡」の罪こそ未遂に終わったが、

兄曹丕に提出した自薦文では諸葛亮斬首を主張しており、『三国志』卷十九 陳思王伝、「雖未能禽權賊亮」、「漢の賊」に過ぎない。王鳴盛自身が丁氏兄弟の画策した「奪嫡」に否定的で、蜀漢及び諸葛亮に肩入れしながら、『晋書』陳寿伝の逸話に反駁していたことが確認できる。

(19) 綱目改通鑑斥魏帝蜀、誠属定論。第此論習鑿齒已争之、見晋書本伝、不始於朱子也。漢絶而復統、則黜新莽。⑩魏滅蜀後、禪晋前尚有二年。予晋則已蚤、不予晋則無所繫。⑪此通鑑不奪魏之意邪。

⑫司馬温公与劉道原書云……『商榷』陳寿史皆実録)。

(20) 『晋書』卷八十二 習鑿齒伝に、「三国の時に於て、蜀 宗室たるを以て正と為し、魏武 漢を受け晋に禪ると雖も、尚ほ篡逆と為す。文帝 蜀を平らぐるに至り、乃ち漢の亡にして晋の始めて興ると為す(於三国之時、蜀以宗室為正、魏武雖受漢禪晋、尚為篡逆。至文帝平蜀、乃為漢亡而晋始興焉)」とあることを踏まえる。

(21) 『綱目』は蜀滅亡(二六三年)までは(蜀)漢を正統とし、蜀滅亡から晋の天下統一まで十六年間(二六四〜二八〇年)は、魏及び晋・呉が並存する無統の時代とした。無統の期間、『綱目』は『通鑑』のように強いて一国の年号を選ばず、夾注で歳(干支)と各国の年号を並記した。

(22) 此論甚允。通鑑尚且如此、況三国志乎。『商榷』卷三十九 陳寿史皆実録)。

(23) 佐藤大朗 『三国志』の史学——理学から考証学へ—— 『三国志研究』二〇号、二〇二五年)。

(24) 何焯の校勘の成果は、武英殿本に採用された。「袁煥」の校勘の説は武英殿本卷末の校勘記「魏志

卷十一考証」に見える。「回倒」の訓詁の説は武英殿本の校勘記に見えないが、『義門読書記』卷二十六に見える。王鳴盛は、『五代史』に対する何焯の説「欧公の五代史も亦た多く小説を取る（欧公五代史亦多取小説）」（『義門読書記』卷二十九）を肯定した。『商榷』卷四十一「陳羣勸劉備勿東爭徐州」では、「陳氏景雲」（何焯の直弟子、陳景雲、字は少章）も引用している。

(25) 佐藤大朗「錢大昕の「史学」と『三国志』——正統論を中心に——」（日本中国学会第七七回大会、二〇二五年十月報告）

(26) 本田濟「陳寿の三国志について」（『東方学』二三号、一九六二年）

(27) 魏氏之亡、始於曹爽之誅、而終於齊王之廢及高貴郷公之弑。爽之驕溢、其敗有由。然爽不死、司馬之篡不成。若夏侯玄・李豊之獄、則師・昭相繼、逆節彰著。諸公身沈族滅、皆魏室之忠臣也。①故於玄伝末、以許允・王経終之、以見其皆亡身殉国者。②而皆貶其以過滿取禍、則廋詞以避咎耳。③世愈近、言愈隱。作史之良法也。

(28) 本田（一九六二）は、「王鳴盛は（陳）寿の評の盈滿取禍の戒は廋詞でしかないという。たしかにこれらの人々について何らかの曲筆は不可避である。しかし盈滿亢強を懼れ、謙退以て免れよという気持はやはり彼の本心でもあるのではないか」とする。王鳴盛の説と擦れ違っているようである。本田氏は陳寿が許允らの生き方をどのように見ていたかを論じ、王鳴盛はなぜ陳寿が許允らの生き方をここでこのように記録したかに関心があり、議論が噛み合っていない。

(29) 評以袁渙・邴原等、為貢禹・兩龔之匹。意指顯然、其待魏室之輕重亦有在矣。蓋借禪讓以為篡竊、始於莽・操、莽敗操成、其開後世以巧奪之門一也。陳寿目睹兩朝、故尤謹之。而寓其意於諸賢出處之間、示進退於列伝先後之際。其用心良苦矣(『商榷』卷四十貢禹・兩龔之匹)。

(30) 『三国志』卷十一に載せる人士の出處進退は、『商榷』卷四十「袁張涼国田王邴管伝」でも論じられている。

(31) 王粲・衛覲・劉廙・劉劭・傅嘏伝評末云、①「傅嘏用才達頭」。松之云、②「嘏識量名輩、実當時高流、而云用才達頭、不足以見嘏之美」。案、③此書於易代之際、有弋心以邀功者、必加微詞。司馬氏勢雖偏主、然師死於淮、昭方在許、亦事之至危也。嘏專心奉戴、擁衆還洛、大柄已得、魏祚傾矣。④故首列王粲、書其勸琮納士之謀。中伝衛覲、特著還漢助禪之事。終之以嘏、則奉馬傾曹。此始終、著鑒甚明。故評中特表徐幹之沖虛、以示優劣焉。如幹猶揚雄之不与事耳。此外皆与聞乎篡者。称嘏才達、節不足見矣。松之未明作者之凡也(『商榷』卷四十傅嘏才達)。

(32) 魏武帝紀、前既云「漢相国曹參之後」、其下即言「中常侍曹騰養子嵩生太祖、莫能審其生出本末」、乍詭之、似自相矛盾者。此正陳寿立文之妙。①陳琳為袁紹作檄、目操「姦闖遺醜」、見後漢紹伝及文選。雖敵国詆譏、乃道其衷也。……至於曹騰雖追尊、②而騰以上只有節、節以上亦無可見。……帝王之興、不容無本、拋伝聞者書之、聊復爾爾。孫破虜伝云、「孫堅字文台、吳郡富春人、蓋孫武之後也」。蓋者疑詞正与魏武紀同。④評云、「孤微發迹」。安得追考其先世、若是之遠邪。范書以劉表為魯

恭王後、陳寿不取是矣。至夏侯惇傳、則云「夏侯嬰之後」。案漢書、滕公之後、皆隨外家姓為孫氏、則此為附會。此固不可與武紀為曹參後之言、一例論（『商榷』卷四十武帝生 outcomes 本末）。

(33) 『後漢書』列伝七十四上 袁紹傳は「姦闖」に作る。錢大昕『廿二史考異』卷十二は、『三國志』卷六 袁紹傳注引『魏氏春秋』に載せる同檄文と、『文選』卷四十四 檄「為袁紹檄豫州」に従い、「闖」を「贅闖」に改めるべきとする。『商榷』には、錢大昕の校勘の説は反映されていない。

(34) 注採吳人作曹瞞傳及郭頒世語竝云、嵩夏侯氏子。按、夏侯惇之子楙、尚清河公主、淵子衡、亦娶曹氏。則謂嵩夏侯氏子者、敵國傳聞、蓋不足信（『義門讀書記』卷二十六）。

(35) 同姓不婚の問題は、『三國志』卷二 文帝紀でも展開される。別稿を参照。

(36) 裴松之注專務博采、若閔雲長伝所採蜀記六条、典略一条。内惟①龐德子会滅閔氏家一條、或係実録。其餘尽属虚浮誣妄。②松之雖亦尚知駁正、然徒勞筆墨矣。觀裴注、愈知陳寿史法之嚴。

(37) 鍾繇傳、「繇与司徒華歆・司空王朗並先世名臣。文帝罷朝、謂左右曰、此三公者乃一代之偉人也」。愚謂、雖云「一代偉人」、実則兩朝達節。①陳寿以此三人作合伝、故引丕語以著其合之意。而先書「先世名臣」四字、則不待貶而失節自見。然朗之子肅、作諸經伝訓解、忌鄭氏康成名高而攻詆之、其名位既極隆赫。華歆之孫嶠、又秉史筆作漢後書、又於譜叙中、增飾歆之美、謂文帝受禪、而歆以形色忤時。夫歆既為魏相國、又何忤哉。發壁牽后、誰所為也。②甚而孫資之玄孫盛、亦作魏氏春秋・晋陽秋。鄙夫倭人、昌後乃爾、幸其書皆不伝（『商榷』卷四十先世名臣）。

(38) 陳羣子泰伝、裴松之注引孫盛魏氏春秋而云、「檢盛言諸所改易、皆非別有異聞、率更自以意制、多不如旧。凡記言之体、当使若出其口。辞勝而違実、固君子所不取。況復不勝而徒長虚妄哉」。<sup>③</sup> 此則孫盛之史多曲筆、而華嶠可知〔『商榷』先世名臣 自注〕。

(39) 姜維伝末、叙維為魏將士所殺事。維本志在復蜀、不成被殺、其赤心則千載如生。陳壽蜀人而入晋、措詞之際、有難焉者。① 評中於其死事反置不論、而但譏其玩衆黷旅以致隕斃。……此其所以展転詭説、以避咎也。維之於蜀、猶張世傑・陸秀夫之於宋耳。注引孫盛云……。② 其下文皆盛貶維之言。盛倭人子孫、言固難拋。③ 考永和三年李勢破滅、是年丁未、去蜀亡景耀六年癸未、凡八十五年〔『商榷』卷四十一 姜維志在復蜀〕。

(40) 〔『三國志』卷四十四〕評にいふ「然れども猶ほ未だ治小の宜を尽くさず」より「而も屢々擾す可きかな」に至るまで。此れ皆承祚の晋に在りての遜詞なり（評「然猶未<sub>レ</sub>尽治小之宜」至「而可屢擾乎哉」。此皆承祚在晋之遜詞）〔『義門讀書記』卷二十七〕。

(41) 古人云、非所困而困焉、名必辱、非所拋而拋焉、身必危。既辱且危、死其將至、其姜維之謂乎。〔『三國志』卷四十四 姜維伝注引孫盛『晋陽秋』〕。「古人云」の典拠は、『周易』繫辭下伝である。

(42) 五胡十六国の成漢（後蜀）が東晋の永和三（三四七）年に滅びたことは『晋書』卷一一一 後蜀載記に見え、三國蜀滅亡の八十四年後なので、王鳴盛の年数計算は正しい。

(43) 何焯が原則的に陳寿に寄り添いながらも、まれに疑義を呈することがあつたことは、佐藤大朗「何

焯の史学」(『三国志学会二十周年記念論集』、汲古書院、二〇二六年)を参照。

(44) 蓋学問之道、①求于虚不如求于実、議論・褒貶皆虚文耳。作史者之所記録、読史者之所考核、総期于能得其実焉而已矣。外此又何多求邪。予束髮好談史学、将壯、輟史而治經、經既竣、乃重理史業、摩研排読二紀餘年、②始悟讀史之法、与読經小異而大同。何以言之。經以明道、而求道者不必空執義理、以求之也。③但当正文字、辨音読、积訓詁、通伝注。則義理目見而道在其中矣。譬若人欲食甘操錢入市。問物有名甘者乎。無有也。買飴食之、甘在焉。人欲食鹹、問物有名鹹者乎。無有也。買鹽食之、鹹在焉(『商榷』序文)

(45) 読史者、不必以議論求法戒、而但当考其典制之実、⑤不必以褒貶為与奪、而但当考其事蹟之実。亦猶是也、故曰同也。若夫異者則有矣。治經断不敢駁經、⑥而史則雖子長・孟堅、苟有所失、無妨礙而砭之。此其異也。抑治經、豈特不敢駁經而已、經文艱奧難通、若于古伝注、憑己意挾取融貫、猶未免于僭越。但当墨守漢人家法、定従一師而不敢佗徙。⑦至于史、則于正文有失、尚加箴砭、何論裴駟・顔師古一輩乎。其当挾善而従、無庸徧徇、固不待言矣。故曰異也。要之、二者雖有小異、其総帰于務求切実之意、則一也(『商榷』序文、承前)。

(46) 何焯がテキストを無視して『三国志』の史学を行っているわけではない。しかし、陳寿の意がどこまでテキストに表現されていると見なすかという度合いにおいて、何焯と王鳴盛には違いが認められる。

(47) 施建雄「論錢大昕与王鳴盛史学思想的同和異」(『史学史研究』二〇〇八年第三期)。胡藤「錢大昕の「経史不二」説における歴史観と学問観——章学誠との比較を兼ねて」(『北東アジア研究』第三号、二〇二二年)。

(48) 何焯『義門讀書記』卷二十九「五代史」条に、「欧公五代史を作るや、亦た多く小説を取る。蓋し宋氏の新唐書の弊を蹈む。五代の事闕軼多しと雖も、然れども説家の記す所、未だ必ず実録ならず、焉ぞ悉く取る可きや(欧公作五代史、亦多取小説。蓋蹈宋氏新唐書之弊。雖五代事多闕軼、然説家所記、未必実録、焉可悉取)」とある。欧陽脩が、『新唐書』の列伝部分を編纂した宋氏(宋祁)の悪弊を踏襲して「小説」(稗史)を多く採用したという批判である。

(49) 春秋は聖人の手に出で、義例精深なり。後人聖を去ること久遠にして、能く窺測する莫し。豈に妄りに效ふ可きか。且つ(欧陽脩)意は褒貶を主にし、事実を将て壹ら刪削を意とし、若し旧史復た出づるに非ざれば、幾ど微無きを嘆く(春秋出聖人手、義例精深。後人去聖久遠、莫能窺測。豈可妄效。且意主褒貶、将事实壹意刪削、若非《旧史》復出、幾嘆無微(『商榷』卷九十三 欧陽春秋)。

(50) 佐藤大朗「趙翼の『三国志』の史学——廻護の説を中心に——」(『東洋の思想と宗教』第四三号、二〇二六年三月)を参照。